

藤枝市介護支援研究会会則

(目的)

第1条 本会は、藤枝市内の介護支援専門員の連携と資質の向上を図り、もって介護保険制度を円滑に実施し、職務の正確な執行に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、藤枝市介護支援研究会と称する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護支援専門員相互の情報交換
- (2) 介護支援専門員相互の交流と親睦
- (3) 関係機関との連携
- (4) 研修会、勉強会の開催
- (5) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、藤枝市内に在住し、又は勤務する介護支援専門員で本会の趣旨に賛同するもの（以下「会員」という。）をもって組織する。

- 2 藤枝市外に在住し、藤枝市内の住民にサービス提供を行っている事業所に勤務するものについては随時運営委員会で協議して決定するものとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) 運営委員 10人以内
- (4) 会計 2人以内
- (5) 会計監事 2人

(役員を選出)

第7条 役員は総会において選任する。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。
- 3 運営委員は、この規約に定める事業の企画及び運営に参画する。
- 4 会計は、本会の経理の事務を行う。
- 5 会計監事は、本会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。会長がこれを召集する。

2 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を決議する。

3 総会における案件は出席の過半数の賛成をもって決議とする。なお、やむを得ない理由により総会を開催できない場合は書面での決議とする。

4 本会の運営委員会は、会長、副会長、会計、運営委員をもって構成する。

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(入会金及び年会費)

第13条 入会金は、無料。年会費は一人1,000円とする。

(会員外の参加費)

第14条 本会が会員外の参加を認めた場合には、1回に500円徴収するものとする。

2 総会においては内容に伴い金額を変更するものとする。

(資料代)

第15条 必要に応じ研修会の資料代として実費を徴収することができるものとする。

付 則

この規則は、平成11年8月18日から施行する。

付 則

この規則は、平成12年5月24日から施行する。

付 則

この規則は、平成13年5月24日から施行する。

付 則

この規則は、平成14年5月29日から施行する。

付 則

この規則は、平成17年5月19日から施行する。

付 則

この規則は、平成18年5月10日から施行する。

付 則

この規則は、平成23年5月13日から施行する。

付 則

この規則は、令和2年11月16日から施行する。